

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（182）」
2. 日時：平成29年6月16日 10時05分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、  
大塚安全審査官、土野技術参与、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他12名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 副課長

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 複合体の内部の火災試験について、IEEE 383を適用した項目と適用した根拠を明確にしたうえで、試験の概要を整理して説明した資料を提出すること。
  - 代替措置を選択した理由について、多段ケーブルトレイの火災防護に係るメリットがあるからではないことを明確にしたうえで整理して説明した資料を提出すること。
  - 接続部を設けて非難燃ケーブルの一部を難燃ケーブルに取り替える方法について、これまで接続部を設けないとの説明であったが、本日の説明では他に選択肢がない場合は接続部を設けて取り替えるとしており一貫性がない。接続部設置に関する方針について、非難燃ケーブル対応及び跨ぎケーブル対応それぞれに対する事業者の方針を再度整理して説明した資料を提出すること。
  - 複合体の内部及び外部の火災試験について、それぞれの基準要求を整理して説明した資料を提出すること。（複合体の内部及び外部の火災試験の目的、1

EEE383を適用できる根拠等を整理して説明した資料を提出すること。)

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 跨ぎケーブルの敷設パターンについて、東海第二発電所の固有の理由で調査対象の敷設パターンを一般的な敷設パターンから限定できる考え方及び一般的なパターン表を審査会合資料本体に追加記載すること。
- 資料中のマスキングについては、必要最小限とすること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応：コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について＜複合体の設計とその妥当性確認について＞
- ・ 東海第二発電所におけるケーブルの系統分離について